

障がい者の任免状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条に基づき、北信広域連合（特例認定）における障がい者の任免状況は次のとおり。

障がい者の任免状況（各年度6月1日現在）

年度	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数(人) ※注1 ①	障がい者の数(人) ※注2 ②	法定雇用障がい者数(人) ③	不足数(人) ④ ※注3 (③-②)	実雇用率(%) (②/①)×100	法定雇用率(%) (参考)
令和2年度	262	9	6	0	3.44	2.5
令和元年度	261	8	6	0	3.07	2.5

注1 ①欄の「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。

注2 ②欄の「障がい者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、法律上、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人をもって2人に相当するものとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、1人をもって0.5人に相当するものとしてそれぞれカウントしています。

注3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障がい者の数を減じて得た数です。